

國學院大學學術情報リポジトリ

古記と令釈：その法解釈の手法について

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/0002000131 |

古記と令釈

——その法解釈の手法について——

小林 宏

はじめに

一 戸令7目盲条の解釈

二 廐牧令7每乗駒条の解釈

三 両学説成立の背景

——むすびに代えて——

はじめに

周知のように、古記と令釈とは、日本古代の律令法学を代表する二大注釈学派の著述である。両者については、その成立年代や著者の推定、その引用書目や引用法規の考証、或いは令集解引載の他の私記との関係の指摘等に関する文献学的研究は、従来から多くの成果が挙げられて今日に至っているが、その法解釈の手法等にもみる、それぞれの学説の特色に関する法律学的研究は、戦前の瀧川政次郎博士の論文、「大宝令の註釈書「古記」に就て」（『日本法制史研究』所収、昭和十六年刊、昭和五十七年復刊、名著普及会）以降、それほど進展していないのではな

ろうか。

瀧川博士は、前記論考において、古記学説の特色として、次の四点を挙げられている。

- (一) 実際の、且つ常識的であり、時行事や今行事等を多くあげていること。
- (二) 具体的事例による条文解釈が多く、当時の慣習、俗説が豊富なこと。
- (三) 令釈が中国の故事を引くことが多いのに対し、日本の俗説、史実等をあげて日本的なこと。
- (四) その学説は一般に非概括的、非普遍的であり、その議論の進め方は一体に素朴であり、その文章及び用語には生硬、古拙なるものが多いこと。

一方、令釈について瀧川博士は、その学説の特色を総括されてはいないが、右の古記学説の特色に相对应するものが令釈学説の傾向を示すとされているようであり、特に令釈が中国の古典をあげ、故事を掲げて字句の解釈を施している点は、古記と甚だ対照的であると述べられている。その後、博士は昭和三十六年、「平安初期の法家」(『歴史教育』第九卷第六号)なる論文において、奈良・平安時代の律令法学に二大潮流があり、その一つは令釈であって、「法文の文理解釈に力を注ぎ、「法意」の何たるかを明らかにすることを念とするもの」であり、他の一つは古令私記(古記)であって、「今行事に重きを置き、法文を実際に適するように解釈することを念とするもの」であるといわれている。

このような瀧川博士の結論には、古記の議論の進め方を「素朴」、その文章等を「生硬」「古拙」と断じ、令釈の法解釈を「文理解釈」と呼ぶなど、全く異論がない訳ではないが、その大筋においては正鵠を射ているのではないかと思われる。従って本稿は、右の瀧川博士の結論の域を多く出るものではないが、博士の注目された四の古記の議論の進め方を中心に、令釈のそれと対比しながら、以下、若干の史料を通じて両者の法解釈の手法について再度

検討を試みることにしたい。

一 戸令7目盲条の解釈

それでは、『令集解』（国史大系本二六五頁以下）によって、先ず戸令7目盲条の両者の解釈をみることにする。次にその条文を掲げる。

凡一目盲。両耳聾。手無二指。足無三指。手足無大指。禿瘡無髮。久漏。下重。大癩瘡。如此之類。皆為殘疾。癡。瘖。侏儒。腰脊折。一支癱。如此之類。皆為癱疾。惡疾。癩狂。二支癱。兩目盲。如此之類。皆為篤疾。

右の条文は、身体の障害や疾病の程度に応じて、殘疾、癱疾、篤疾の三段階に区分する規定であり、律令法はその段階に応じて税法上、或いは刑事法上、それらの障害や疾病をもつ人々に対し種々の特典を与えて保護したから、本条は庶民の生活にとっても重要な規定であったといえよう。なお本条は唐令及び古記の文から考えて、大宝令も養老令とほぼ同文であったと思われる。

先ず古記の解釈であるが、令文「如此之類。皆為殘疾。」の下にある集解の文を次に掲げることとする。

朱云。……跡云。凡殘疾有二種者為癱疾。々々有二種者為篤疾。以次臨時合定。故云之類。古記云。殘疾有二種以上者。隨狀斟酌入癱疾。癱疾有二種以上者。亦准此入篤疾。但雖有二種以上。其身當為殘疾。癱疾者。猶為殘疾。為癱疾耳。

古記は、令文「之類」を解釈するに当って、その例示として殘疾が二種以上あるものは癱疾、癱疾が二種以上あ

るものは篤疾とする案をあげている。これは「之類」という抽象的、一般的な用語の内容を具体化したものであって、「之類」の解釈としては一つの原則を示したものといえよう。ここに古記の法解釈における或る種の手堅さ、即ち堅固性を看て取ることが出来る。しかし注意すべきは、古記はこの原則をただ墨守するのではなく、そこに「随狀斟酌」といつていることである。これは「状況に依じて取捨選択を加えて」という程の意味である。従って古記は、右の原則に例外のあることを認めているのであって、ここに古記の法解釈における柔軟性を看て取ることが出来る。この「随狀斟酌」を更に説明したものが「但」以下の文である。その意味は二種以上の障害や疾病があつても、その人にとつて、その障害や疾病がなお本条にいう残疾、癱疾の程度に止まっていると考えられるならば、それはやはり残疾、癱疾とすべきであるというものである。

このように、古記は、令文「之類」を解釈するに当つて、二種以上の残疾は癱疾、二種以上の癱疾は篤疾とするという一つの原則を立てながらも、それには例外のあることを認め、この原則の適用に当つては、障害や疾病をもつ本人の身体状況を総合的に判断して、それが本条の立法趣旨に合致するかどうか慎重に考えるべきであるとしているのである。なお前掲集解の文の古記の前にある跡記は、右の古記の学説を簡潔にまとめたものであろう。

次に令釈の解釈についてみてみよう。令文冒頭の「凡一目盲。兩耳聾。手無二指。足無三指。」の下にある集解の文を左に掲げることとする。

釈云。案手无二指。謂一手无二指。若左右並無二指。不可為殘疾。朱云。……跡云。……穴云。令釈云。二殘疾為癱疾。二癱疾為篤疾。今臨取捨不必膠柱。假左右手各无二指。豈為癱疾乎。但一手无四指。手与足各无大拇指等。量心合為癱疾。凡如此之類。皆臨時処分。今粗举体例。

右の令釈の解釈によれば、令文「手無二指」とは一手に二指のないことであつて、もし左右共に二指がない場合

は残疾とすべきではないとしている。その意味は左右並に二指のないものは、障害の程度を一段階上げて癱疾とすべきであることをいったものである。又令文「手足無大指」の義解の解釈は、「謂。拇大指也。或手。或足。無大指者是也。若手足共無者。自須從癱疾也。」とし、令釈も「拇。音莫后反。賈逵注国語曰。大指也。余与義解无別。」としている。即ちここでも義解と令釈は、令文の「手足無大指」とは手、又は足に大指(親指)のない場合のことであり、手足共に大指のない場合は、それを残疾ではなく癱疾とすべきであるといっているのである。更に令文「腰脊折」の義解の解釈は、「謂。腰脊不相須也。若共折者。自合篤疾。」とし、令釈も「釈云。背脊為脊。音資昔反。余与義解无別。」としている。即ち義解と令釈は、令文の「腰脊折」とは、腰か脊かその一つが折れているということであつて、腰と脊の両方が折れているということではない。両方が折れている場合は、それは癱疾ではなく篤疾とすべきであるといっているのである。以上の諸例から令釈は、二種の残疾をもつものは一段階進めて、これを癱疾とし、二種の癱疾をもつものはやはり一段階進めて、これを篤疾とするという説をとつており、義解もそれを踏襲していることが了解されるのである。

さて、次に前掲令文冒頭の集解の文から穴記の解釈をみてみよう。そこには令釈が引用されて、「令釈云。二残疾為癱疾。二癱疾為篤疾。」とあり、次にそれに対する穴記のコメントが記されている。即ち、それは「令釈は二残疾を癱疾とし、二癱疾を篤疾とするが、何を癱疾、もしくは篤疾とし、また何を癱疾、もしくは篤疾としないか、その決定に当つては柔軟に対処する必要がある。たとえば左右の手に各々二指のないものをどうして癱疾とすることがあるか。(それはなお残疾に止めるべきである。)但し、一手に四指のないものや手と足とに各々大指のないもの等は、令の立法趣旨を勘案して癱疾とすべきである。このような類のものは、みな状況に応じて適切に処理しなければならない。今、凡その具体的な事例をあげてみたまでである」というものである。

このように、穴記が令釈の「若左右並无二指。不可為殘疾。」という解釈を批判していることからすれば、令釈の「二殘疾為癱疾。二癱疾為篤疾。」という説は、前記古記説のいう原則のみを認め、その例外は認めないものであったと思われる。もし令釈の説がそうであるとすれば、令釈の論理は頗る明快であって、例外を認めることにより原則が骨抜きになることもないであろう。しかし、この場合、例外を一切認めないとすると、令釈の解釈自体、不都合なことが起きてくる。一支癱は癱疾であるから、二支癱は二癱疾であり、即ち篤疾であるとする場合は問題はないが、一目盲は殘疾であるから、両目盲は二殘疾であり、即ち癱疾であるとすると、両目盲を篤疾とする本条令文の規定と齟齬することになるのである。後代の令私記に令釈の説が受容されず、義解も上記原則の個別的な適用は認めるものの、原則自体には言及していないというのも、右のことに原因するのではなからうか。

以上、本条の法解釈をみる限り、令釈の解釈には形式的、画一的、機械的などころがあるといえよう。これに対し古記の解釈をとるとすると、すでに穴記が具体例を示しているように、先ず二殘疾を癱疾、二癱疾を篤疾とするという原則を立て、次にこの原則に当該疾病や障害をあてはめ、更にそれが本条の立法趣旨に合致するかどうかを検証しなければならぬ。別言すれば、本規定にある具体的例示を総合して、そこから本規定のいう「殘疾」「癱疾」「篤疾」とは日常生活において、どの程度の支障を来す疾病や障害をいうのか、それぞれの段階に共通するその性質を抽出し、それに先の原則をあてはめた結果が相当するかどうかを個別に判断しなければならぬ。古記の解釈はそのような厳しい思考の作業を必要とするものであって、そういう意味でその解釈は決して直線的ではない。即ち、その解釈は諸般の事情を勘案して総合的に判断する繊細な知の働きを必要とするものである。なお古記は「殘疾有二種以上者」「癱疾有二種以上者」といって、殘疾・癱疾の合併症を二種だけに限っていない。令釈、跡記等の私記は、何れも二種に限定しているが、この点も古記の解釈に思考の幅の広さや柔軟性を看取することが

できよう。

二 厩牧令7每乗駒条の解釈

1

古記と令釈の法解釈の手法をみるため、もう一つの史料をあげることにする。それは厩牧令7每乗駒条における両者の解釈である。養老厩牧令同条は、牧の馬牛の飼育の任に当る牧子や牧を管理する牧長、牧帳が法定の責任増殖数を超えて馬牛を増殖せしめた場合の褒賞を規定している。ここで扱うのは前段の牧子の場合である。即ち本条には、次のように記されている。

凡牧馬牛。每乗駒二疋。犢三頭。各賞牧子稻廿束。

養老厩牧令5牧每牧条によれば、牧の馬牛は群毎に牧子二人を置き、馬牛は皆百をもつて群とするとあり、同6牧牝馬条によれば、牧の馬牛の法定の責任増殖数は馬牛各百に対し、毎年駒（子馬）、犢（子牛）各六十とされている。従つて前掲厩牧令7条は、馬又は牛の数、百を飼育する牧子二人に対し、法定の責任増殖数六十を超えて、駒二疋、もしくは犢三頭を増殖せしめる毎に、各稻二十束を与えることを規定したものである。なお大宝厩牧令同条が養老令とほぼ同文であることは、学令集解4在学為序条の古記によって明らかである（国史大系本四四七頁）。

それでは、牧子二人の功労に軽重のあった場合、その褒賞の稻二十束はどのように配分したらよいであろうか。

右について集解諸説は種々論ずるところがあるが、令釈の説は、ここには見えていない。しかし令義解の説は令釈の説をそのまま踏襲していると思われるので（後述）、ここで古記の説と義解の説を比較することは、即ち古記の説と令釈の説を比較することと同じ結果になるのである。従って以下、古記の説と義解の説の両者について検討を加えることとしたい。

賞物の配分に関する古記と義解の両説の結論は、後述するように牧子二人の功労に首従（軽重）が定め難い場合、牧子二人に対し各々稲十束宛、均分するという点では同じであるが、牧子二人の功労に首従があつた場合、古記は稲二十束の三分の二を首に、その三分の一を従に配分するものとし、一方、義解は稲二十束の十九分の十を首に、その十九分の九を従に配分するものとする。今、牧子二人が駒二疋、もしくは犢三頭を増殖せしめたとして、その賞物である稲二十束の配分額を計算するならば、古記では首に十三・三束、従に六・七束となるのに対し、義解では首に十・五束、従に九・五束となり、これを百分比で示せば、古記では首に六六・六、従に三三・三パーセントとなるのに対し、義解では首に五二・六、従に四七・四パーセントとなる。即ち古記説では首従間の差は二倍となるが、義解説では首従間でそれほどの大差はない。どうして古記説と義解説とで、このような著しい相違が生ずるのであるうか。両説の相違を生んだ歴史的背景に関しては別途考えることとして、ここでは右の異なる結論を導くまでの両者の論理の組み立て方について考察することとする。

2

先ず牧子二人の配分の方法に関する古記の文を次に掲げよう（国史大系本『令集解』九二〇頁⁽¹⁾）。

問。各賞牧子稲廿束。未知。人別給歟。

答。牧子二人合廿束賞。

問。以廿束給二人。若為等分也。答。若有首從者。依鬪訟律誣告条分賞法給之。案廐庫律。牧馬牛准所除外失。及課不充者。二牧子答廿。不言皆。依首從法。即首答廿。從答十。今以廿束稻為三分。二分給首。一分給從。更稻數加者。准此為分法。各加一分給也。但於謂首從難定。若不得定者。均分給耳。……

右の第一の問答においては、廐牧令本条の「各賞牧子稻廿束」は、二人の牧子各々について稻二十束を給うのかと問い、それは牧子二人に対し合計して稻二十束を給うのだと答えている。第二の問答においては、牧子二人に対し合計して稻二十束を給うとすれば、その二十束は二人にどのように配分すればよいかと問うている。この第二の問に対する答は、古記説の主要な部分を成しているから、次にやや詳しくみて行きたい。

この個所の古記の文脈は、大別すれば傍線部①と②との二つの部分から構成されている(前掲文参照)。①では牧子二人の功勞に首從があつた場合、その賞物である稻二十束をどのように配分するかを述べたものであり、②では牧子二人の功勞に首從が定め難い場合、その賞物である稻二十束を均分することを述べたものである。ここで重要なのは①の文であり、それは更にa、b二つの部分から構成されている。即ち先ず牧子二人の功勞に首從があれば、「鬪訟律誣告条分賞法」によるとあつて(a)、次に「案廐庫律」として廐庫律1牧馬牛死失課不充条の律文が引かれ、その首從法による刑の比率をもつて、牧子二人に稻二十束を配分するとしている(b)。

それでは、aの「鬪訟律誣告条分賞法」とは何か。それは鬪訟律56教令人告事条の「分賞法」を指すものである。この鬪訟律56条は、古記、義解の両説に深く関わっているから、以下煩瑣にわたるが、その内容についてみていきたい。先ず養老鬪訟律56条の本文冒頭部分を次に掲げることとする。

〔凡〕教令人告事。虛応反坐。得実応賞者。皆以告者為首。教令為從。

右の本文に対する注文（唐律の疏文に相当）は、次に掲げる通りである。

イ 得実応賞者。謂告博戲盜賊之類。令有賞文。或告反逆。臨時有加賞者。皆以告者為首。教令者為從。

ロ 其応賞在令有文。分賞元無等級。為首從之法。須准律条論之。又不可徒杖別作節文。約從杖一百之例。仮如教人告杖一百罪。虚即告者為首。合杖一百。教令為從。合杖九十。即從者十分減一。応賞義亦准此。仮有輕重不同。並准十分為例。〔者〕「准」は唐律により補い、「級」「義」は唐律により改めた。）

右の鬪訟律 56 条の本文の大意は、人を教令（教唆の意³）して告言せしめた場合、その告言が虚ならば反坐の刑を科すが、その告言が実であつて褒賞が与えられる場合も、すべて告者を首とし、教令者を従とするというものである。次に注文イは、人を告言して褒賞が与えられる場合の例として博戲や盜賊の類の告言をあげ、令文にその規定があるとし（捕亡令 5・13 条）、反逆罪を告言して臨時に賞が与えられる場合もそれに当るとしている。注文ロは、唐律では問答体になっているが、その答の部分は日本律とほぼ同文である。即ち、この注文は本条の本文において、その告言が実であつて賞物が与えられる場合、みな告者を首とし、教令者を従とするとあるが、その賞物は首從間で、どのように配分するかを問題としている。次に注文ロの訳文を掲げる。

告言して賞物が与えられることについては、令にその明文があるが、その賞物をどのように配分するかについては、令にはその等級が定められていない。すでに本条の本文において賞が与えられる場合は、すべて告者を首とし、教令者を従とするとあるから、先ずこの告言を虚であると仮定して、名例律 42 条の首從法によつて從犯は首犯から一等を減じて量刑し、その刑の比率をもつて首從それぞれに賞物を配分すべきである。

また徒罪と杖罪とでは賞に等差を設けてはならない。⁴ すべて杖一百の例として扱うことにする。たとえば人を教令して杖一百の罪を告言せしめた場合、もしその告言が虚ならば告者を首犯として杖一百、教令者を從犯

として杖九十を科す。即ち従犯の罪は、首犯より十分の一が減じられる。その告言が実であつて賞物が与えられる場合も、この比率によつて、その配分は従は首より十分の一を減ずる。たとい告者と教令者とに対する刑の差が一等でない場合であつても、すべて杖一百の告言として扱い、その杖数の比率によつて賞物配分の比率とする。

以上の闘訟律56条の注文イ、ロの内容を簡潔にまとめるならば、次のようになるであろう。

(一) 人を教令して告言せしめ、その告言が虚であつた場合、教令者の罪は告者の罪から一等を減ずる(名例律42条の首従法の適用)。

(二) 告言が実であつて賞物が与えられる場合、告者と教令者に対する賞物の配分額は、その告言が虚であつたと仮定して告者と教令者に科せられる量刑の比率による。

(三) その量刑の比率は、すべて告者が杖一百、教令者が杖九十の場合を基準とする。

以上から告者と教令者とに与えられる賞物配分の比率は、すべて告者が十、教令者が九となる。但し前掲注文が告者と教令者に対する賞物の配分をその告言が虚なりし場合の告者と教令者に対する量刑の比率によるとしながらも、その量刑の比率を一率に告者杖一百、教令者杖九十の場合としたのは何故かといえば、恐らく告言が虚であつて反坐の刑が科せられるとすると、告者と教令者に対する量刑の比率は、個々のケース毎にすべて異なり、それに従つて教令者に対する賞物配分の比率もすべて異なることになるから、褒賞の実務が煩瑣なものとなり、且つ不公平な結果が生ずると考えられたからであろう。

古記は大宝鬪訟律 56 条の当該個所を具体的に引用していないが、唐律同条と養老律同条逸文とがほぼ同じ文であることからして、大宝律同条も養老律と大差はなかったと推断してもよいであろう。それでは前掲古記 a の「鬪訟律誣告条分賞法」とは、どのような意味であるか。前掲養老鬪訟律からすれば、それは告言という法律行為において、もしその告言が実であつて賞物が与えられる場合、先ずその告言が虚であると仮定して反坐の刑を科し、告者を首とし、教令者を従として従は首より一等を減じ、次にその刑の比率をもつて告者と教令者に対する賞物配分の比率とするというものである。

次に前掲古記 b の「廐庫律」云々であるが、これは大宝廐庫律 1 牧馬牛死失課不充条の冒頭の部分である。養老廐庫律同条も、この部分は大宝律と全く同文である。この文の意味は、牧の馬牛につき法定の死耗許容数（自然死等による畜産の減少許容数）を除いて馬牛を死失せしめた場合、又は法定の責任増殖数を充たさなかった場合、牧子は馬牛二（疋・頭）につき笞二十の刑を科すというものである。

以上を念頭に置いて、前掲古記の文 a、b の意味するところを次に掲げることとする。

a もし牧子二人の功勞に首従があるならば、鬪訟律 56 条の「分賞法」（前述）によつて、その賞物である稲二十束を配分する。

b 廐庫律 1 条によれば、牧の馬牛を飼育する牧子が法定の死耗許容数を除いて馬牛を死失させたり、又は法定の責任増殖数を充たさなかつたりした場合、その牧子は馬牛二（疋・頭）につき笞二十が科せられる。但しこの廐庫律 1 条には、「牧子笞廿」とあつて、「牧子皆笞廿」とはないから、牧子二人の罪は名例律 42・43

条の「首従法」によつて論じられ、牧子の首犯は笞二十、従犯は笞十となる。

牧子はその飼育する馬牛を増殖せしめて官に利益を与えた場合は、駒二疋、犢三頭の増殖につき、各々賞物として稲二十束が与えられるが、その増殖の功勞に首従があるときは、賞物の稲二十束は駒二疋、犢三頭、即ち馬牛二(疋・頭)を不当に死失等させた場合の首犯たる牧子と従犯たる牧子に対する量刑の比率をもつて配分する。⁽⁶⁾従つて、その配分額は首たる牧子が稲二十束の三分の二(十三・三束)、従たる牧子がその三分の一(六・七束)となる。右の両者の配分額を基礎配分額とし、稲の束数が増加しても、この比率をもつて配分額を増加せしめる。

前掲古記①の文は、結局 a を前提として、そこから b の結論を引き出しているのであるが、その為に古記は、どのような推論の作業を行なっているであろうか。それは凡そ次のように整理することができる。

(一) 特定の犯罪の告言は、それが虚であれば刑罰が科せられ、それが実であれば褒賞が与えられる(鬪訟律 41 条、捕亡令 5・13 条)。牧子による馬牛の飼育は、それが官に損失を与えれば刑罰が科せられ、官に利益を与えれば褒賞が与えられる(厩庫律 1 条、厩牧令 7 条)、両者は虚と実、損失と利益という正反対の行為の結果によつて、それぞれ刑罰と褒賞がもたらされるといふ点において類似する。

(二) 告言の実なる場合の告者と教令者に与えられる賞物の配分額は、その告言の虚なる場合の告者を首犯とし、教令者を従犯として科せられる刑罰の比率による(鬪訟律 56 条注文)。

(三) 故に牧子による馬牛の飼育においても、官に利益を与えた場合の牧子首従に与えられる賞物の配分額は、官に損失を与えた場合の牧子首従に科せられる刑罰の比率によるべきである。即ち首と従の比率は二対一となる。それでは、次に義解の説を検討し、その論理の組み立て方についてみて行きたい。義解の文は左に掲げる通りで

ある(国史大系本『令集解』九二〇頁)。

^{(1)A} 謂。依律。牧馬牛准所除外死失及課不充者。二牧子笞廿。三加一等。此律既不称皆。即知。合为首従也。^B 凡賞

罰之道。理当均一。准律科罪。既有首従。^C 坳令分賞。何無輕重。即以廿束為十九分。十分給首。九分給従。⁽²⁾ 若

首従難知者。二人各受十束。

右の義解の文も前掲古記の文と同様、その文脈は大別して傍線部(1)と(2)の二つの部分から構成されている(前掲文参照)、(1)は牧子二人の功勞に首従(輕重)がある場合、賞物の稻二十束の配分について述べたものであり、(2)は牧子二人の功勞に首従が知り難い場合、二人に各々十束宛均分することを述べたものである。(2)の文意は前掲古記②の文と同じであるが、(1)の内容は前掲古記①の文とはかなり異なっている。従って、ここでは(1)にみえる義解の論理について検討を加えたい。

(1)の文は、更にA、B、Cの三つの部分から構成されている。この三つの文の大意は、凡そ次の通りである。

A 厩庫律1条によれば、牧の馬牛を飼育する牧子が法定の死耗許容数を除いて馬牛を死失させたり、又は法定の責任増殖数を充たさなかったりした場合、その牧子は馬牛二(疋・頭)につき笞二十が科せられ、三(疋・頭)毎に一等が加重される。この厩庫律1条には、「牧子笞廿」とあつて「牧子皆笞廿」とはないから、牧子二人の罪は名例律42・43条の首従法によつて論じられる(従は首より一等減)。

B 凡そ褒賞と科罰とは正反対の関係にあつて、その法理は同一である。律によつて刑罰を科す場合に首従がある以上、令によつて賞物を与える場合にも輕重があつて当然である。

C 従つて牧子の功勞に首従がある場合は、鬪訟律56条の注文により賞物である稻二十束を十九等分し、その十分を首たる牧子に、その九分を従たる牧子に与える。(即ちその配分額は、首たる牧子が十・五束、従た

る牧子が九・五束となる。)

以上から義解の推論の作業は、凡そ次のように整理することができよう。

- (一) 褒賞と科罰の方法は正反対の關係にあるが、その法理は同一である。
- (二) 馬牛を飼育する牧子二人が官に損失を与えた罰則規定(厩庫律1条)には、牧子の罪に首従が存する。
- (三) 故に牧子が馬牛を増殖せしめて官に利益を与えた場合の褒賞規定(厩牧令7条)の牧子に対する賞物の配分にも、首従があつて然るべきである。
- (四) 牧子首従に対する賞物の配分額の比率は、告者(首)と教令者(従)に対する賞物の配分額の比率(鬪訟律56条注文)を適用する。即ち首と従の比率は十対九となる。

4

以上の古記と義解の論理の進め方をみると、両者の間で、それはかなり異なることが窺われる。即ち牧子二人の功勞に首従がある場合、その賞物の配分に差等を設けるべきであるとする点においては両者とも同じであるが、その結論に至るまでの推論の方法が両者によって異なる為、首従に対する賞物配分の比率も大きく相違する結果となつている。

古記は牧子首従に対する賞物配分の比率を定めるに當つて、当該行為の結果、それが虚か実かによつて科罰と褒賞という正反対の法律効果をもたらす告言という行為に注目し、その告者(首)と教令者(従)に対する賞物配分の比率を刑罰が科せられる場合の首従の量刑の比率に求めた鬪訟律56条の法理を借用した。つまり古記は、科罰のときの首従に対する刑の比率をもつて褒賞のときの首従に対する賞物配分の比率とする鬪訟律56条の法理を論拠と

したのである。この古記の推論の手法は、唐律にいう比附の一種であると思われる。従って古記の説では、告言という行為と牧における畜産の飼育という行為との類似性が重要となって来るであろう。即ち、その類似性とは告言における虚と実、馬牛飼育における損失と利益という共に相反する結果によって、それぞれの行為に刑罰と褒賞が与えられるという両者の類似性である。古記は、この点について何もいっていないけれども、厩牧令 7 条の牧子首従に対する賞物配分の比率を厩庫律 1 条の牧子首従に対する量刑の比率に求める為の論拠として鬪訟律 56 条を引用した推論の過程には、当然そのことが視野に入っていた筈である。古記が自説の為の論拠とした鬪訟律 56 条の法理を指して、「鬪訟律誣告条分賞法」といっていることは、古記の関心が告者と教令者に対し、賞物配分の方法はどのようにして求めることが正しいかという点にあったことを示すものである。

右の古記説に対し、義解説では、功勞に首従がある場合、その賞物はあらゆる場合を通じて鬪訟律 56 条の告言の場合の首従に対する賞物配分の比率をもつて、一律に首に十九分の十を、従に十九分の九を与えるという考えがその前提になっている。従って義解説では、牧子褒賞の場合の賞物配分には「首従」があるべきであるとする。ことに、その主張の力点が置かれることになる。その為義解は、「凡賞罰之道。理当均一。」という賞罰に関する律令法上の原則ともいえるべきものを論拠として引用し、この原則からの演繹によつて厩庫律 1 条の牧子の科罰に首従が規定されている以上、牧子の褒賞にも首従があつて然るべきであるという論を展開する。そこには古記説のように賞物配分の比率をどのようにして求めることが正しいかという、その比率確定の為の正当化については殆ど顧慮されていない。従って古記説では、官に損失を与えた場合の牧子首従に科せられる刑罰の比率と官に利益をもたらした場合の牧子首従に与えられる賞物配分の比率は正しく対応しているが、義解説には、その対応はない。義解説では、「凡賞罰之道。理当均一。」といいながらも、個々のケース、個々の事情を捨象して、一律に鬪訟律の告言の場

合の賞物配分の比率をもつて、すべての場合の賞物配分の比率としているからである。

以上から義解説では、ただ牧子に対する賞物配分には首従があることのみを正当化することができれば、それで足りるのであって、どのような比率をもつて賞物を首従間に配分するのが正しいかということについては、殆ど関心がなかったのである。義解の結論である稲二十束を十九分して十分を首に、九分を従に与えるべきであるとする賞物配分の比率が何に拠っているのか、その根拠が何ら明らかにされていないことも、それをよく示している。これを前掲義解の推論の過程でいえば、(三)から(四)の結論に至る理由、即ち何故、牧子首従に対する賞物配分の比率に闘訟律56条の告者(首)と教令者(従)に対する賞物配分の比率を適用するのか、義解はその理由を示すべきであった。しかしその理由が示されていないから、稲二十束を十九分して十分を首に、九分を従に与えるべきであるとする義解の結論は、いかにも唐突な感を禁じ得ない。義解説は、古記説に比べてやはり説得力に欠けるといわざるを得ないのである。

5

繰り返し述べるように、賞物の配分類は古記説をとれば首従間の差は二倍となるが、義解説をとれば首従間に、さほどの大差はないことになる。それでは両説の中、何れが本条適用の実際において妥当性を有するであろうか。闘訟律56条によれば、誣告罪については告者も教令者も同じく反坐の刑が科せられ、ただ処罰上、告者を首犯とし、教令者を従犯とする。同条において教令者を従犯としたことについては、すでに「何らか職業的知識をもつた、師と呼ばれるような類の人間が背後で策を授けたとき、これを共犯者とは別途にそれとして重く処罰すべき要請が顕著に感ぜられ、それにこたえて特別の明文規定がおかれた」といわれている。即ち唐律では、違法な告言や

誣告の教唆者を共犯者としてとらえることができないうに、この特別規定を置いて教唆者を厳しく罰することにしたのである。

一般に従犯は首犯より罪一等が減輕されるから、杖一百以下笞十以上にあつて、首従間の刑の対比の差が最も大きいのは、首が笞二十、従が笞十という組み合わせであり、その差が最も小さいのは、首が杖一百、従が杖九十という組み合わせである。前述のように誣告の教令者を重く罰することが鬪訟律 56 条の立法趣旨であつたとすれば、逆にその告言が実であつて賞物が与えられる場合も、教令者の行為を重くみて、告者と教令者との間の賞物配分の差をできるだけ小さくすることが本条の立法趣旨にかなうものであつた筈である。本条の注文において賞物を与える場合に、告者（首）を杖一百、教令者（従）を杖九十と仮定し、この刑の比率をもつて賞物配分額を一律に従は首より十分の一を減ずると定めたのも、本条の立法趣旨に沿つた解釈ではなかつたかと思われる。

以上のような意味をもつ鬪訟律 56 条の賞物配分の比率を義解はそのまま牧子首従に対する賞物配分の比率としたのである。処で官牧の組織とその運営の方法は、大宝・養老の廐牧令及び廐庫律に詳しく定められ、牧には牧長一人、牧帳一人、牧子若干が配属された。牧の長帳の採用については廐牧令 4 牧馬帳条に規定されているが、牧子の点定については令に明文をみない。牧子は恐らく牧に隸属する馬戸及び附近の民戸から然るべきものを点定したと思われ、馬戸の課丁は番上して牧に出勤し、その長上するものが牧子であつた。牧の長帳及び牧子の任務は、牧の馬牛の死亡や闖逸を防ぎ、馬牛の病氣や盜難を予防し、馬牛を肥やし、繁殖せしめることであつた。牧長はその管理・運営に当り、牧帳はその文書事務を行ない、牧子はそれらの下にあつて牧の馬牛の飼育に當つた。⁽⁸⁾しかし馬牛の群毎に置かれる牧子二人の間の任務には、法制上の区別はなく、それは等しく馬牛の世話に當るものである。従つて牧子二人の功勞に首従の差を設けることは、古記が「首従難定」、義解が「首従難知」というように實際に上困

難であつたと思われ、その場合は古記も義解も、共に賞物は二人に均分すべきであるとしている。これを逆に考えれば、牧子二人の功労に首従の差を認めなければならぬ場合とは、両者間の功労に決定的な差があつた場合のことであつて、それ以外には起り得なかつたのではなからうか。そうであるとすれば、鬪訟律56条の賞物配分の比率をそのまま借用して牧子首従間に最小限の差しか認めない義解説よりも、厩庫律1条の量刑の比率から牧子首従間の賞物配分の比率を最大限の二倍とした古記説の方が現実になつた法解釈であつたといえよう。

6

さて、古記の説と比較して縷々述べて来た上記の義解の説は、実は令釈の説を踏襲したものであつた。厩牧令集解7每乘駒条の本文、「凡牧馬牛。每乘駒二疋。犢三頭。各賞牧子稻廿束。」の下にある集解諸説には、確かに令釈の説は全く見えていない。しかしそれは恐らく令釈の説が義解の説と同じであつたから、集解編者は、あえて令釈の説を記載しなかつたものと思われる。義解が令釈の説を踏襲することの多いのは、前述の戸令集解7条においても見たところである。更にこの厩牧令7条の場合には、右の事実を傍証する史料がいくつか存する。集解同7条の本文、「其牧長帳。各通計所管群賞之。」の下にある「釈云」には、「又牧子長帳各以所由為首。賞罰以鬪訟律誣告首従之法為定。」とあつて鬪訟律56条が引かれ、また前条、即ち厩牧令集解6死耗条の本文、「各一百每年課駒犢各六十。」の下にある「釈云」にも、「六十疋以上者。充牧子二人。課乘二疋賞稻廿束。首十分。従九分。有課欠者。亦依上法科罰。准鬪律為法故也。」とあつて、牧子首従に対する賞物配分の比率はやはり鬪訟律56条によつて首に十分、従に九分とされている。以上からすれば令釈もまた、その内容は義解の説と同じであり、義解の説が令釈を踏襲して作られたものであることは疑いなきに近い。また右の令釈が鬪訟律56条の規定を「鬪訟律誣告首従之法」

と呼んでいることも注目すべきことである。即ち古記は前述のように同条を「鬪訟律誣告案分賞法」と呼び、そこから告者と教令者に対する「分賞」、即ち賞物配分の正しい方法をいかにして求めるかということに関心を有していたのに対し、令釈は義解と同様、鬪訟律 56 条が賞物配分に「首従」を定めていることに関心を有していたのである。

因みに厩牧令 9 失馬牛条は、牧にある官の馬牛を亡失せしめて百日の期限内に、その馬牛を捕獲することができなかった場合、亡失当時の馬牛の価格に準じて、その十分の七を牧子から、その十分の三を長帳から徴収すると規定している。集解同条によれば、令文の「七分徴牧子。」を解釈して、古記は「謂二分徴首。一分徴従。若不得定首従者。均分徴。」とし、その亡失の責任に首従があつた場合、牧子首従に対する賠償額の比は二対一とする。この首従に対する比率は、やはり厩庫律 1 条の首従に対する量刑の比率によるものであろう。一方、義解は「謂。皆_・坵_・首_・従_・法_・徴_・之_・。若_・首_・従_・難_・定_・者_・。即_・須_・均_・徴_・也_・。」とし、また令釈も「為_・首_・従_・可_・徴_・。」として、この場合、兩者等しく「首従」によつて、その賠償額を定め、徴収すべきであるとする。義解、令釈共に、その「首従」の内容については明らかにしていないが、集解同条の朱説には「謂並首_・従_・徴_・者_・。作_・十_・九_・分_・者_・。」云々とあるから、やはり前記鬪訟律 56 条の首従に対する十対九の比率を指すものであろう。

三 両学説成立の背景

——むすびに代えて——

前章で述べた厩牧令 7 条の義解の解釈が令釈の解釈を踏襲し、その内容も令釈とほぼ同じものであつたとするな

らば、同条にみる令釈の解釈は古記の解釈に比べて、その論理の運びには単純明快なところのある反面、その推論の作業には緻密さに欠け、またその論証には飛躍する部分もあつたように思われる。そのことは本稿冒頭に述べた戸令7条における古記と令釈との両学説の性格の相違にも通ずるものがある。即ち令釈が闡訟律56条の告者と被告人とに対する賞物配分の比率を何のためらいもなく、そのまま厩牧令7条の牧子首従に対する賞物配分の比率としたことは、適法性を厳格に追求しようとする古記の合理的な解釈に比べて、そこにやはり形式的、画一的、機械的な傾向を看取することができよう。また古記の解釈が個別具体的事情に配慮して法文の現実への適用に重きを置いた、いわば実践的解釈であつたとすれば、令釈のそれは現実から或る程度遊離した机上の学問的性格を免れず、今、仮にそれを思弁的解釈と呼ぶこともできよう。もとより本稿で取り上げた一、二の事例から直ちに両者の学説をそのように断定することには慎重でなければならず、また令釈は古記の解釈を踏襲することも多くあつたと思われるから、両者の解釈がすべてそのような性格をもつものではないけれども、両者には一面において右にみるような傾向を強く有していたことも亦、否定し難いであろう。

それでは両者の学説の相違する原因は、どこにあると考えればよいであろうか。古記と令釈の著者については、異論のあるところでもあるが、筆者は瀧川博士の説、即ち古記は大和長岡、令釈は山田白金とすることが、諸般の事情から推して、最も妥当性のある見解ではないかと思うものである。兩人とも養老律令の編纂に携つた当代屈指の法律家であり、考課令集解1内外官条引載の「或釈」⁽⁹⁾が唐令釈の文を引いて「大和山田説亦同此義。」と述べていることからすれば、後代の明法家にとつても、大和長岡と山田白金とは、やはり当時律令学の双璧であつたことを窺わせる。

大和長岡⁽¹⁰⁾は、大和の旧族の出身であつて、その卒伝に「少好刑名之学。兼能属文。靈龜二年。入唐請益。凝滯之

処。多有発明。当時言法令者。就長岡而質之。」(『續日本紀』卷三十)と記されているから、大宝律令施行に伴い、諸司や官人から発せられた法解釈、法適用上の種々の疑問に答えた令官、令師の学問の系統を受け継いだ人物と思われる。その為か古記には問答体の注釈が多く、その内容も瀧川博士のいわれるように、実際の、常識的、日本の特色をもち、その注釈の文を読むと、あたかも法実務の現場にあるが如き感に襲われることが屢々である。古記は大宝令の母法である唐永徽令を「本令」と呼び、唐開元令を「開元令」と呼んで両者を区別しているようであるが、古記のこの特徴なども、古記の著者が大和長岡であって、靈龜二年(七一六年、開元四年)に請益生として渡唐し、最新の開元三年令を日本に将来したことに因ると考えれば納得が行くように思われる。なお前記考課令集解1条の「或釈」の引く「大和山田説」が同条古記の説とその内容が一致するという事実は、少なくとも古記の著者を大和長岡とする説とは矛盾しないであろう。

一方、山田白金は前名を「百濟人成」という帰化系の人物であるといわれているが、その曾孫山田春城の卒伝には、「曾祖白金為明法博士。律令之義。無所不通。後言法律者。皆咸資准的。」(『文徳実録』卷十)とあるように、やはり当時、明法の権威であった。早川庄八氏によれば、養老律令施行後の天平宝字元年(七五七)九月、平城宮において藤原仲麻呂の主導の下、山田白金による新令講書が開始されると共に、仲麻呂によって設置された説令所において新令の解釈の治定作業が行なわれたが、この講書において治定された解釈を記録した書が令集解に引載されている「新令私記」であり、しかもそれは山田白金自身の令私記であろうと指摘されている。更に早川氏は、令釈について、八世紀後半の時期に、もう一度講書が行なわれ、その時の注釈書が編述されて、それが「令釈」と呼ばれたのではないかという推測をも述べられている。⁽¹³⁾

右の令釈の成立事情については、今暫くこれを措くとしても、早川氏の指摘された令集解引載の新令私記の十一

例中、その半数以上が令釈とその注釈内容及び文章表現が一致するということは、令釈なる注釈書が新令私記の説を多く祖述した書であったと考えて差し支えないであろう。そうであるとするれば、令釈の著者も山田白金か、それに近い人物ということになるであろう。また新令私記が仲麻呂の主導の下、山田白金によって治定された新令の解釈を記録した書であるとすれば、その学説の多くを受け継いだ令釈もまた必然的にそのような性格をもつ注釈書とならざるを得ないであろう。『本朝法家文書目録』に令釈が令義解と並んで、「令釈一部七卷卅篇」として、その巻立てや篇目が掲げられているのは、令釈が勅撰の令義解の先蹤として当時最も権威ある令注釈書であったからであるが、それでは何故、令釈がそのように権威ある書であったかといえ、それは令釈が新令私記の学説を直接受け継ぐ正統な令注釈書であると当時認識されていたからではなからうか。

このように推考して令釈の法解釈上の手法をみて行くと、成る程と首肯されるところが多い。たとえば令釈には、古記の問答体の注釈を論述体の注釈に改めるなど、問答体の注釈よりも論述体の注釈の形態が多く採られており、また古記に比べて、その注釈の内容も簡潔に要領よくまとめられている場合が多いが、これらの令釈の特色は、そのもとなつた新令私記が令全篇にわたる講義録であつたという、その体裁から来るものである。また古記による先行注釈の引用方法、即ち「一云」の引用方法は、古記自身の説と対立する注釈のみならず、解釈の直接の対象とはならない別の事項についての注釈も、古記自身の説と同格に併記されていること、しかもそれらの説に対して何れも古記自身による意見が付されていないことなどを考えると、古記には令の解釈、適用上の参考意見がそのまま記されているという感を受ける。即ち古記には大宝令運用上の質疑に対して、令師等が与えた解答類をそのまま天平年間の或る時期にまとめた実務的注釈書という性格が一面では強いように見受けられるのである。

右に対して令釈による先行注釈の引用方法は、古記とまことに対照的である。即ち、令釈が「或云」「或説」等

として古記を含む他説を引用する場合、令釈は、それらの他説に対して「非也」として批判を加えていることが多い。そのことは令釈が他説に対し、是非の判断を下していることを意味する。その際、令釈は他説を「非也」とするだけではなく、「何者」というように、その非とする理由を挙げている場合もある。我々は、この令釈の引用方法の中に、令釈が自説の正当性を強く主張すると同時に、新令の解釈の統一化をはかろうとする政策的な意図を読み取ることができよう。これらの令釈の法解釈の手法に対しては、すでに早川氏の指摘した新令の法解釈の治定作業を直接行なった藤原仲麻呂の態度に通ずるものやはり感ぜざるを得ない。また令釈には、屢々古記にあえて對抗するが如き解釈が見えるのも、大宝令の解釈の治定に自ら刀筆をふるって活躍した祖父不比等の事蹟に倣って新しい法解釈を樹立しようとした仲麻呂の意欲の反映とみることができないであろうか。仲麻呂は、周知の如く天下の家ごとに孝経一本をおさめて孝道を奨励し、太政官等の令の官制の名称を悉く改め、皇太后や上皇等に対する尊号を撰進し、保良宮を造営するなど、その政策には国情を顧慮しない、唐風を憧憬する形式的なものが多かったといわれている。令釈の成立を溯つて考え、そこに仲麻呂の存在が影を落しているとするれば、令釈の法解釈の手法に、すでに指摘した現実から遊離した形式的、画一的、直線的傾向が認められることや古記に比べて中国の故事や古典を引用する傾向の多いことなどは、仲麻呂の性癖や嗜好と共通するものがあるといえよう。

以上、本稿では古記と令釈という当代の二大律令学説に関し、戸令と厩牧令との二箇条の解釈を通じて、両者の法解釈の手法にみられる際立った相違点を抽出し、併せてその基づく原由を探ってみたのであるが、今後は更にその他の諸条文を逐条毎に検証し、我が古代律令法学の性格と実態とを解明して行く必要があるであろう。

(一) 古記のこの文に付された国史大系本の返点は、今、次のように訂正する。「答。牧子二人合廿束實。」↓「答。牧子二人合廿

束賞。」「依_レ鬪訟律誣告条。分_二賞法_一給之。」「依_二鬪訟律誣告条分賞法_一給之。」「但於_レ謂_レ首從_レ難_レ定者。若不_レ得_レ定者。」「但於_レ謂_レ首從_レ難_レ定。若不_レ得_レ定者。」「

(2) 古記のいう「鬪訟律誣告条分賞法」について、三浦周行、瀧川政次郎共編『令集解釋義』(昭和六年刊、昭和五十七年復刊、国書刊行会)の標註は、これを鬪訟律41誣告条の疏、「遂相誣告者。准誣告輕重。反坐告人。」を指すとするが、失考であろう。

(3) 鬪訟律56条の「教令」が現代法の教唆に当るものであることについては、律令研究会編『譯註日本律令五_{唐律疏議}』(滋賀秀三執筆、昭和五十四年、東京堂出版)二六〇頁参照。

(4) 鬪訟律56条の「不可徒杖別作節文」の解釈は、律令研究会編『譯註日本律令七_{唐律疏議}』(奥村郁三執筆、昭和六十二年、東京堂出版)四〇六頁による。

(5) 鬪訟律56条の「輕重不同」の解釈は、戴炎輝『唐律通論』(中華民國五十四年、國立臺灣大學法學院事務所)二二二頁による。なお告者と教令者とに対する刑の差が一等でない場合とは、他人を教令して、その子孫を告言せしめる場合等をいう。

(6) 養老厩庫律1条逸文は、「凡牧馬牛。准所除外死失。及課不充者。二牧子。笞廿。三加一等。過杖一百。廿加一等。罪止徒二年。」とあり、大宝厩庫律同条は、「三加一等」以下に相当する文はまだ復原されていないが、恐らく「三加一等」は養老律と同文であったと思われる。従つて駒二疋、犢三頭を不当に死失せしめた場合の牧子首従に対する量刑は、馬牛二(疋・頭)を死失せしめた場合と同じ量刑となる。但し古記は、右の駒二疋、犢三頭死失の場合の首従に対する量刑の比率をもつて馬牛増殖のすべての場合の首従に対する賞物配分の比率とし、駒四疋、犢六頭以上を増殖せしめた場合は、駒四疋、犢六頭以上を死失せしめた場合の首従に対する量刑の比率を採用していない。首従に対する賞物配分の比率が馬牛増殖の数によつて変動することからする実務上の煩雜さ等に配慮したものであろう。これは前述の鬪訟律56条が首従に対する賞物配分の比率を誣告罪の輕重に拘らず一律に十対九と定めていることと同様である。

(7) 前掲律令研究会編『譯註日本律令五』(滋賀秀三執筆)二六四頁。

(8) 官牧の組織とその運営については、瀧川政次郎「律令時代における淀川河畔の牧場」、『_{増補}新編日本社会經濟史論考』(昭和五十八年、名著普及会)五六九頁以下、山口英男「八・九世紀の牧について」、『史學雜誌』第九五編第一号(一九八六年)等参照。

(9) 令集解に十一例現れる「或釈」については、詳しくその性格を考究する必要があるが、現時点における筆者の推測を述べれば、以下の通りである。「或釈云」が「或る注釈書に云う」というような不特定の令注釈書を意味するものではなく、「釈云」、即

ち令釈と共に当時權威のある令注釈書であったことは、集解引載の「或釈云」が何れも「釈云」の直下に続けて引用されていることによつて容易に推測される。「或釈」は、令釈よりも先行する、令釈とは別個の令注釈書であつて、新令の私記ではあるが、それは「旧説」としても引用されているから、恐らく大宝令の注釈書の影響を濃く受けている書であり、令釈との関係でいえば、何らかの理由により令釈の文の一部分が集解当該所に引載されない場合、令釈とその解釈が異なる場合、令釈の解釈が不十分な場合等に集解編者によつて令釈とセットとして、その文が引用されたと思われる。但しそれが集解編者自身によつて移記されたものか、「或釈」の文がすでに令釈に記されていたものかは不明であり、また「或釈」の文が選紋、考課、祿の三令の集解にしか見えない理由等も不詳である。

(10) 大和長岡については、瀧川政次郎「大和宿禰長岡——その日本の性格について——」『國學院法學』第七卷第三号（昭和四十五年）等参照。

(11) 考課令一条の令文「当司長官考其属官」については、古記及び「大和山田説」は、義解、令釈等と異なり、被管の寮司等の官司は、すべて所管の省の長官が勤務評定を行なうと解釈する。

(12) 但し近時出土した二条大路木簡により百濟人成と山田白金とは別人の可能性が高いという説がある。『奈良国立文化財研究所学報』第五四冊（一九九五年）四〇九頁参照。

(13) 早川庄八「新令私記・新令説・新令問答・新令釈——天平宝字元年新令講書についての覚えがき——」『日本古代の文書と典籍』（一九九七年、吉川弘文館）所収。

(14) 古記と令釈における先行注釈の引用形態については、宮部香織「令集解」引載の諸注釈書における先行注釈の引用形態とその評価——古記と令釈を中心に——」『國學院大學日本文化研究所紀要』掲載予定 参照。

（本稿は平成十二年十二月九日の法制史学会東京部会における報告を補筆したものである。）